

## ～こんにちは！坂祝町地域包括支援センターです～ 11月介護者の集い「ほっとカフェ」のご案内

今回の介護者の集いは、みんなで話ししながら、交流会をします！おいしい飲み物を飲みながら、のんびりとおしゃべりを楽しみましょう。

また、訪問入浴のちょっとした体験も企画しています。「訪問入浴って何？」「どのように利用するの？」などの疑問にもお答えします。お気軽に参加してください！

**【日時】** 11月11日(月) 午後1時30分から3時まで

**【場所】** 総合福祉会館サンライフさかほぎ 2階 会議室3

**【参加費】** 無料

**【申込み】** 11月8日(金)まで



**問い合わせ・申し込み先** 坂祝町地域包括支援センター（役場内） ☎25-7575（直通）

## 「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度」を開始します

岐阜県では、不適正利用を防止し、車椅子の方や歩行困難な方が優先的に駐車場を利用できるようにする制度を開始します。利用証は、車椅子区画用とプラスワン区画用の2種類あり、商業施設、医療・福祉施設、銀行、公共施設などで利用ができます。また、利用証の交付とは別に、上記施設の管理者におもいやり駐車場の登録をお願いしています。

- 【制度開始日】**
- ・令和元年10月15日(火)… 郵送による利用証申請受付開始
  - ・令和元年11月15日(金)… 窓口による利用証申請受付開始

### 利用証の交付開始

#### ○利用証交付申請窓口

- 窓口での申請：岐阜地域福祉事務所(県庁2階)、各県事務所福祉課(7カ所)、  
県地域福祉課(県庁10階)  
**【必要書類】** 申請書、各種手帳等状況確認書類、本人確認書類(代理人申請の場合)
- 郵送での申請：県地域福祉課 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 県庁10階  
**【必要書類】** 上記必要書類に加えて、140円分の返信用切手

#### ○交付対象者

- 障がい者、高齢者、難病患者、妊産婦、けが人のうち、各種手帳などの等級が一定の要件を満たす歩行困難な方

#### ○注意事項

- 利用証は、対象駐車区画に駐車できることを必ず約束するものではありません。満車の場合などは駐車できないことがあります。
- 利用証は、駐車許可証ではありません。利用証を持っていない方であっても、これから利用証を取得する方や一時的なけがの方など、必要な場合には対象駐車区画を利用しますので、ご承知おきください。

#### ○駐車場の登録

- 商業施設などにおいては、プラスワン区画の設置確保にご協力をお願いいたします。
- 登録方法：駐車場登録届出書を県地域福祉課へメール又はFAXにてご登録ください。

**問い合わせ先** 岐阜県 地域福祉課 ☎058-272-8261 FAX 058-278-2651  
※制度の詳細は、県ホームページをご覧ください。